# 第23章 運搬及び移送の基準

危険物の運搬とは、車両等によって危険物を1の場所から他の場所へと移すことをいい、これに関する規定は、指定数量未満の危険物についても適用される。(法第16条)

危険物の移送とは、移動タンク貯蔵所(タンクローリー)により危険物を運ぶ行為をいい、指定数量以上の危険物について適用される。(法第16条の2)



#### 1 運搬の基準

## (1) 運搬容器

#### ア ガソリンについて

(ア) 試験確認済証などの表示が付いた金属製携行缶で運搬するよう指導する。運搬容器の基準では、危省令別表第3の2によると10リットル以下のプラスチック容器は、使用できることになっているが、日本製の認定品はなく、輸入品となり、「国際海事機関が採択した危険物の輸送に関する規程に適合していることが認められていることを示す表示(UN)及び容器記号3H1」が付されたプラスチック容器で、危険物輸送に使用する場合は容器の製造日から5年以内のものの使用が認められる。(R5 危251)

また、乗用車等(ステーションワゴン、ミニバン、ライトバン、ワンボックスカーを含む。)で 運搬する場合は、22リットル以下の金属容器及び上記基準を満たす10リットル以下のプ ラスチック容器で運搬すること。なお、個数についての規定はないが、必要最低限に留める よう指導する。(危告示第68条の4)

(4) 船外機用合成樹脂製タンクが存在するが、あくまでも燃料タンクであり、運搬容器の基準 を満たしたものではないので、給油取扱所等で直接小分けし、運搬することは出来ない。

## イ 軽油について

軽油用ポリエチレン製容器、または、金属製携行缶の使用を指導する。

## ウ アルコール類について

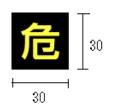
アルコール類を収納したプラスチックフィルム袋に係る運搬容器の特例に関する事項「不活性の緩衝材」とは、収納する危険物と反応を起こさず、組合せ容器とした際に 緩衝性能を有しているものをいうものであること。(R5 危251)

## (2) 運搬時の注意点

## ア 指定数量以上

指定数量以上の場合には、「危」の標識が車両の前後に必要となり、危険物に適応する消火 器を備え、イエローカードの携行を指導する。

なお、法令上、運搬時には危険物取扱者の同乗は不要であるが、同乗するのが望ましい。



## イ 混載

同一車両において異なった類の危険物を積載し、運搬する場合には、次表による。(危省令第46条)



注:指定数量の1/10以下の危険物については適応されない。

高圧ガスとの混載は禁止。(例外:1200未満不活性が入

液石ガス、天然ガス、(第4類限定)

アセチレンガス、酸素ガス(第3、4石油類限定))

## 2 移送の基準

#### (1) 危険物取扱者の同乗

移動タンク貯蔵所による移送については、移送する危険物を取扱うことができる資格を持った危険物取扱者の乗車が必要であり、免状の携行が必要である。(法第16条の2)

また、連続運転時間4時間(1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断がない運転時間)を超える、又は、1日の運転時間が9時間を超える場合は、2名以上の運転要員を確保しなければならない。(危省令47条の2)

#### (2) 備え付け書類等

移動タンク貯蔵所には、以下の書類を常時備えておく必要がある。(危政令26条1項9号)

- ア 完成検査済証
- イ 定期点検記録
- ウ 譲渡・引渡の届出書
- エ 品名・数量又は指定数量の倍数の変更届書
- オ イエローカード(ガソリン、灯油、軽油、重油、廃油及び動植物油類に係るものを除く)

イエローカードは、事故発生時に迅速かつ的確な対応を図るための書面であることから、積載物品のイエローカードがすぐに特定できる方法で携行するよう指導すること。

なお、一般社団法人日本化学工業協会では、イエローカードについて次のとおり運用している。

- (ア) 事業者がイエローカードを作成し、それに基づいて乗務員を教育し輸送中は常時 携行させる.
- (イ) イエローカードは運転席の目に付きやすいところに設置する(納品書と共に置くと非常時に出しやすい。)
- (ウ) 輸送している化学品以外のイエローカードは携行させない。
- (エ) 緊急連絡先の荷送会社(荷主)は24時間対応可能な事業所等とする。
- (オ) 事故対応体制を確立し、訓練を実施する(事業者の連絡系統、機材・人員の確保と派遣、応援要請等)。